

※レ点チェックしてください

共助会へのお問合せは 済んでいますか？	☐
------------------------	--------------------------

常務理事	局長	局次長	係員	

脱退・貸付金の相殺届

記入日 西暦 年 月 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長
下記のとおり、共助会を脱退し、貸付金の残額を相殺するため届出します。

施設番号		代表者印(公印)
施設・団体名		
代表者名		

加入者番号	
氏名カナ	氏名漢字

☐	氏名変更ありの場合 レ点チェック	※脱退とあわせて氏名変更がある場合は、この「脱退届」とあわせて必ず、様式第16号の「氏名変更届」を提出してください。この「脱退届」は「新しい姓」でご提出ください。
--------------------------	---------------------	---

脱退(退職、死亡、退会)年月	西暦 20 年 月末	※月の途中で脱退する場合も、末日扱いとなりますので、ご注意ください。
----------------	------------	------------------------------------

【以下、確認のうえ、レ点チェックしてご提出ください。チェックがない場合、受付できません。】

☐ この「脱退・貸付金の相殺届」は、様式第15号の「退職一時金等受給申請書」とあわせて提出します。

☐ 脱退の区分について下表で確認し、いずれかにチェックしました。この届出について虚偽はありません。

	区分	区分詳細
☐	退職(退職一時金)	普通退職のほか、雇用形態の変更、解雇等を含みます。
☐	死亡(遺族一時金)	死亡退職の場合。支給がある場合には、相続税の対象となります。
☐	退会(退会一時金)	施設・団体での勤務は継続するが、共助会だけを退会する場合。 ※退会の場合は、必ず事前に共助会にお問い合わせください。 ※退会を選んだ方で支給がある場合は「退会一時金」となります。その場合、退職一時金の70%の額の支給となります。 ※退会一時金は一時所得となります。

※ この様式は貸付金の相殺がある場合の届出です。貸付金残額の相殺がない場合は、「脱退届」をご提出ください。

※ この届出の遡及、取消はできません。